

令和 5 年度「議会報告会」総括（案）

1 事業の根拠

- (1) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念） 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。
- (2) 芽室町議会基本条例第 3 条第 4 号（議会の活動原則） 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。
- (3) 芽室町議会基本条例第 4 条第 2 号（委員会及び委員長の活動原則） 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。
- (4) 芽室町議会基本条例第 8 条第 5 項（町民参加及び町民との連携） 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。
- (5) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 事業目的

現在取り組んでいる議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映する。

3 実施実績

- (1) 日 程 令和 5 年 1 0 月 1 4 日（土）、1 5 日（日）
- (2) 場 所 芽室町中央公民館 2 階講堂
- (3) 時 間 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0（両日とも）
- (4) 参加人数 1 4 日：約 1 0 0 名、1 5 日：約 7 0 名

4 総 括

(1) 成 果

「新嵐山スカイパークの運営」については、今年度当初から議会全体として重要事項と捉えていたことから、専門知識会得のための研修機会を 2 度設け（6～7 月）、経営改革の調査特別委員会を設置し 4 度の調査を重ね（7～9 月）、補正予算の否決を経て（9 月 2 1 日）、提言書を議会の総意としてまとめてきた（1 0 月 2 日）。短期間に精力的に

取り組んだこれらの実績を踏まえ、このたび開催した「議会報告会」は、迅速、適時、適切な内容であり、かつ、数多くの参加者を得て数多くの声を寄せていただいたことは大きな成果と考える。なお、報告会等が出された議会に対する批判や苦言については、(3)の「今後の取組み」に基づき対応しようとするものである。

(2) 課 題

報告会の日程設定について、会場確保の事情（中央公民館のみ使用可）により午前みの借用となり、事後に参加者から時間設定が不十分である意見が寄せられた。また、議会内部での共通認識を図る場である全員協議会が、報告会当日の3日前とならざるを得なく、一般に対する開催案内がぎりぎりの対応になったことが主な課題としてあげられる。

(3) 今後の取組み

ア 新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会への反映について

今シーズンのスキー場等の営業継続に係る要望が多かったことから、町に対する調査事項として、令和5・6年度の運営（施設機能別維持管理方法と所要経費）及び経営方針変更の手順とスケジュールを新たな特別委員会の調査の視点として再設定し、引き続き調査を進めることとする。

イ 今後の議会運営への反映について

指定管理事業者の経営状況に対する議会のチェック不足の指摘を含め、町民から様々な指摘があったことから、議決に至るまでの議会の権限が適正に発揮できるよう、また、議会が関与・監視できる行政事務の範囲と手法について、議員研修を強化し、議会全体として知識の会得と資質の向上に努める。

- ・議会と議員の権限について（例：代案の提案）
- ・指定管理事業者の経営状況の監視とチェック方法について
- ・議員倫理の自覚と再考について